

令和2年6月19日

※下線は前回からの変更箇所

## 新型コロナウイルス感染症に係る姫路市の主な対応

4月7日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、本市が緊急事態措置を実施すべき区域とされた。

本市としても「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発し、市民に対して人と人との接触機会の8割削減を実現するための外出自粛への協力を求めるとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止等に集中させる取組を行ってきた。

5月21日に、兵庫県は政府の「緊急事態宣言」の対象区域から除外された。これを受け、本市においては、感染拡大防止を基本としつつ社会経済活動にも配慮しながら、市政運営にあたってきた。

5月14日以降、1ヶ月以上感染者が発生していない状況や、PCR検査処理能力の向上が図られること、感染症指定医療機関等による患者の治療体制が整っていることなどを考えあわせて、4月14日に行った「姫路市緊急事態宣言」については、このタイミングで解除する。

### 1 外出自粛

6月19日（金）から「新たな生活様式」等に基づき、感染防止対策を講じた上で、不要不急の外出自粛の要請を解除する。

### 2 市立学校園

市立学校園においては、6月1日（月）から感染防止対策を講じた上で、分散登校により教育活動を再開し、6月15日（月）から通常どおりの登校としている。ただし、特別支援学校については、当分の間、分散登校を継続する。

### 3 社会福祉施設

#### (1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

保育所等においては、感染防止対策を講じた上で、6月1日（月）から、通常どおり教育・保育活動を行っている。

#### (2) 高齢者・障害者施設等

高齢者・障害者施設等については、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請している。

### 4 市有施設

兵庫県の示す「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、感染防止対策を講じた上で、6月1日（月）から順次、再開している。

## 5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、適切な感染防止対策を実施した上で、6月1日（月）から実施可能としている。

※開催の目安

〈6月19日（金）から7月9日（木）まで〉

屋内は1,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

屋外は1,000人以下、かつ人との距離を十分に確保

〈7月10日（金）から7月31日（金）まで〉

屋内は5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

屋外は5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保

## 6 事業活動への主な支援等

### (1) 特別定額給付金

特別定額給付金について、オンライン申請は5月4日（月）から受付を開始し、5月28日（木）から給付を、郵送申請は5月20日（水）から受付を開始し6月初旬からの給付を開始している。6月18日（木）現在、すでに対象世帯の約94%から申請があり、うち49%の支給が決定している。今後、未申請者への申請勧奨を行う。

### (2) 姫路市休業要請等協力支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため兵庫県の休業要請等に協力いただいた中小企業・個人事業主に対し、支援金を給付している。

6月18日（木）現在の申請状況等は以下のとおり。

	申請	給付	給付率
第1次	1,924件	1,793件	約93%
第2次	2,071件	1,634件	約79%

### (3) 水道料金

地域経済や家計への影響に対応するため、本市と契約している方を対象に、令和2年8月検針分から6ヶ月分の水道料金の内、基本料金部分を、全額免除とする。

## 7 庁内の対応等

(1) 6月1日（月）以降、情報通信機器（モバイルルータ）を活用した在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等、人との接触機会を低減する取組を進めている。

(2) 職員の感染予防対策を徹底する。

- ・庁舎内など屋内でのマスクの着用
- ・健康管理の徹底
- ・所属長への検温報告等